

県立高等学校における「いじめの重大事態」調査結果の概要について

1 事案の経過

- 令和元年 10 月、当時、県立高等学校 2 年生の男子生徒（以下「A」という。）が、学級内でのいじめにより、抑うつ状態のため自宅療養の必要があるという診断を受け登校できなくなった。
- いじめ行為により心身に重大な被害が生じた疑いが生じたため、いじめ防止対策推進法（以下「推進法」という。）に規定する「いじめの重大事態」に該当するものとして対応した。
- 県教育委員会（以下「県教委」という。）は、推進法第 28 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 11 月 14 日、知事に重大事態が発生した旨を報告し、11 月 18 日「神奈川県いじめ防止対策調査会」（以下「調査会」という。）に調査を諮問した。
- 令和 2 年 10 月 12 日、調査会から調査報告書が答申された。

2 調査報告書(答申)の内容

(1) 調査の目的

諮問事項の十分な事実調査を前提に、いじめの事実と心身への重大な被害との関係について検証し、同種の事態の発生を防止すべく再発防止策を検討する。

(2) 認定した事実

- ① インスタグラムのストーリーにグループ全員で楽しく過ごした旨の書き込みがなされた。Aは呼ばれていなかった。
- ② グループのメンバーが、昼休みにA以外の3人で誘い合わせてカードゲームをしていた。
- ③ 体育でバスケがあったとき、他の生徒がシュートを決めると歓声上がるが、Aがシュートを決めてもザワザワするくらいで男子生徒からの悪口が聞こえた。
- ④ Aは男子生徒から、仲の良かったグループ LINE やAが所属するクラスのグループ LINE を退会させられた。
- ⑤ インスタグラムかTwitterの質問ボックスにAを中傷する内容の書き込みがなされた。
- ⑥ 男子生徒がAのクラスにゴミを捨てにきた時に、Aは「ゴミじゃんお前ら」のような悪口を言われた。
- ⑦ Aが女子生徒と話しているところを後方から撮影され、これを学級の仲間に拡散された。

- ⑧ 夏休みに入る前かその少し後に、男子生徒らがAたちのグループに入ってきた。Aはその男子生徒らが嫌なので抜けた。このグループの中での、負けた人がお尻をキックされるという罰ゲームにおいて、無理やりAが負けたものとして蹴られることがあった。
- ⑨ Aの顔を変形した画像が、エアドロップを用いて、学級の仲間へ送信された。
- ⑩ インスタグラムに、Aがいなくなってからこのクラスは楽しかった旨の書き込みがなされた。
- ⑪ Aの登校時に「Aが不登校になるまで頑張ろう」、「自分の都合で学校に来るなよ」との趣旨の発言がなされた。

(3) いじめの認定

(2) の①～⑪の事実を、「いじめ」と認定した。これらの「いじめ」は、一対一の単発的なものではなく、学級の間人間関係に根ざした多対一の継続的なものというべきである。

(4) 「いじめ」の事実と心身への重大な被害との関係について

- Aの自傷行為、希死念慮は、Aの心身又は財産に重大な被害が生じたものとして、重大事態にあたる。
- Aからの聴取事項及び事実経過に鑑みれば、Aの自傷行為、希死念慮の原因が「いじめ」である可能性は否定できない。
- 令和元年10月29日以降のAの不登校は、相当な期間欠席を余儀なくされているものとして、重大事態にあたる。
- Aからの聴取事項及び事実経過に鑑みれば、Aの不登校の原因が「いじめ」である可能性は否定できない。

(5) 学校の対応に関する検証

- 1年生から2年生に進級する際に、十分な情報共有が行われておらず、学校の指導は単発的な「いじめ」に対するものにとどまった。「いじめ」の原因となる継続的及び多対一の関係への指導を行う必要があった。
- 不測の事態を防ぐべく、スクールカウンセラーなどの専門家を本件に関与させるべきであった。
- 学年会の場において、「いじめ」防止対策といった観点での検討がなされておらず、Aがいじめを訴え出る以前に組織的に対応した形跡が認められない。

(6) 県教委の対応に関する検証

- いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを学校が的確に把握していない場合、県教委は学校に対し、早期に注意喚起しておくべきであった。
- 推進法が求める学校内の情報共有と組織的対応がなされていない場合には指導すべきであった。

(7) 学校への提言

- 担任による指導の重要性
 - ア 担任による個々の生徒及び学級内の人間関係の把握が必要である。
 - イ 担任の介入を要する兆候がある場合には、個別的指導が活用されるべきである。
- 組織的対応の必要性
 - いじめ対策等検討会議を月1回程度は開催すべきである。
- 多対一状態の問題に気付く
 - ア 多対一の状況では、行為が対等でないことに気付かせる。
 - イ 特定の生徒が一方的に被害を受ける場合には、大人の直接介入が必要である。

(8) 県教委への提言

- 学校に対し、推進法・県いじめ防止基本方針・いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの求めるところを適宜指導すべきである。
- 推進法に基づく対応がなされているとはいえない場合には、適切な対処を指導すべきである。
- 人員の増強を目指し関係各所へ重ねて働きかけるべきである。
 - ①問題発生時においてこれに集中的に対処できる十分な人員を配置する必要性が認められる。
 - ②通常規模の高校においては養護教諭を少なくとも2名配置する必要性が認められる。
 - ③40人とされている学級定員は過大であり、少人数の学級を実現するために教員を増強する必要性が認められる。
- 各校へのスクールカウンセラー常駐を目指し関係各所へ働きかけるべきである。
- 学校が精神科医の助言を容易に得られるような体制を整備するとともに、生徒・教職員のメンタルヘルスケアについてもより一層充実した体制を整備することが望まれる。